

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充(約500億円)に加え、**毎年約3,400億円の財政支援**の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 公費約3,400億円は、現在の国保の保険料総額(約3兆円)の1割を超える規模

※ 被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果

<平成27年度から実施>(毎年約1,700億円)

- 低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充(約1,700億円)

<平成30年度から実施>(毎年約1,700億円)

- | | | |
|--|---|---------|
| ○ <u>財政調整機能の強化</u> (財政調整交付金の実質的増額) | } | 約800億円 |
| ○ <u>自治体の責めによらない要因</u> による医療費増・負担への対応
(精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等) | | |
| ○ <u>保険者努力支援制度</u> …医療費の適正化に向けた取組等に対する支援 | | 約840億円※ |
| ○ <u>財政リスクの分散・軽減方策</u> (高額医療費への対応) | | 約60億円 |

※平成29年度に財政安定化基金の特例基金として措置した500億円のうち、170億円を充てる。

平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成しており、平成30年度は、**300億円を積増し**
本体部分の積立額…平成27年度200億円 ⇒ 平成28年度600億円 ⇒ 平成29年度1,700億円 ⇒ **平成30年度2,000億円**

- あわせて、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納率向上などの事業運営の改善等を一層推進し、財政基盤の強化を図る。

国保制度における平成30年度の公費拡充について【概要】

(平成29年7月5日国保基盤強化協議会事務レベルWG とりまとめを一部修正)

○財政調整機能の強化

(財政調整交付金の実質的増額)

【800億円程度】

＜普調＞【300億円程度】

＜暫定措置（都道府県分）＞【300億円程度】

※制度施行時の激変緩和に活用

＜特調（都道府県分）＞【100億円程度】

・子どもの被保険者【100億円程度】

＜特調（市町村分）＞【100億円程度】

・精神疾患【70億円程度】、非自発的失業【30億円程度】

○保険者努力支援制度

・医療費の適正化に向けた取組
等に対する支援

【837億円程度】

＜都道府県分＞【500億円程度】

※170億円は特例基金を
取り崩し充てる

- ・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
- ・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
- ・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

＜市町村分＞【337億円程度】

※別途、特調より163億円程度追加

合計
1,000億円の
インセンティブ
制度

※特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保

※平成31年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

確定係数について

- 確定係数においては、平成30年度予算ベースのものとする（診療報酬改定を反映）。
 - ・ 特別調整交付金による追加激変緩和措置として100億円を配分（各都道府県の被保険者数に応じて配分）。
- これまでの試算では見込額であった前期高齢者交付金・後期高齢者支援金・介護納付金が確定額に近い額となる。
- 追加公費については、秋の試算時には配分方針を示していなかった暫定措置50億円分の配分額を明らかにすることで、約1,700億円のうち約1,600億円分の具体的な配分を示すこととなる。
（暫定措置の50億円については、既に配分方法を示している250億円と同様に、各都道府県の被保険者数に応じて配分する。）

		平成28年11月・29年1月	平成29年7月	平成29年11月	平成30年1月
		第1回・第2回試算	第3回試算	秋の試算（仮係数）	本算定（確定係数）
対象予算		平成29年度予算ベース	平成29年度予算ベース	平成30年度予算ベース	
制度前提		現行制度（市町村単位）	新制度（都道府県単位）	新制度を前提（都道府県単位）	
追加公費		未反映	1,200億円	約1,500億円	約1,600億円
内訳	普通調整交付金	—	約300億円	約300億円	約300億円
	暫定措置	—	約250億円	約250億円	約300億円
	特別調整交付金	—	約100億円（子ども）	約100億円（子ども）	約100億円（子ども）
	保険者努力（都道府県）	—	約200億円	約500億円	約500億円
	保険者努力（市町村）	—	約300億円 （別途特調より200億）	約300億円 （別途特調より200億）	約340億円 （別途特調より160億円）
	特別高額医療費共同事業	—	約60億円	約60億円	約60億円
その他		—	—	経営努力分の経過措置を反映	前期高齢者交付金等がほぼ確定額に 特調による追加激変緩和措置として100億円を交付

※追加公費のうち、精神、非自発分（約100億円）については未反映。追加公費の総額部分については四捨五入を行っている